

新武蔵野クリーンセンター(仮称)整備運営事業 意見・質問に対する回答(第4回)

番号	資料名	頁数	行数	項目	意見・質問	回答	変更等	別紙
1	入札説明書	17	8	13_(2)_イ 施設運営期間における保証	第2回質問回答No.217では、契約の保証は新工場棟の引渡日の翌日までに実施することとされています。入札説明書では「運営事業者は、運営業務委託契約の効力が発する時までに」保証を付すこととあり、運営業務委託契約書(案)第12条第1項では「施設運営期間にわたり・・・保証を付さねばならない。」とありますので、保証期間を施設運営期間とする保証契約を運営業務委託契約の効力が発する時(議会承認日)までに締結すると理解すればよろしいでしょうか。念のため確認させてください。	ご理解のとおりです。 第2回質問回答No.217の「ご理解のとおりです。」を「運営事業者は運営業務委託契約の効力が発する時までに保証を付すものとします。」に修正します。	-	-
2	資料-1 要求水準書 別添 15-1	3	-	別添-15-1 余熱活用方策(市の考え方)	常用コジェネレーション設備の運転計画について、災害時以外に稼働指定がある場合はご提示願います。	新工場棟の全炉停止及び1炉稼働時において、周辺公共施設の蒸気需要量より供給蒸気量が不足する場合には、原則、常用コジェネレーションから蒸気を供給するものとします。	-	-
3	資料-1 要求水準書 別添 15-1	3	-	別添-15-1 余熱活用方策(市の考え方)	全休炉中の近隣施設への蒸気供給源はコジェネ以外の代替案を事業者より提案してよろしいでしょうか。	NO.2を参照ください。	-	-
4	資料-1 要求水準書 別添 15-1	3	-	別添-15-1 余熱活用方策(市の考え方)	全休炉中や電気設備点検中など、本施設から市本庁舎・総合体育館への蒸気供給が困難となる限られた期間中は、市本庁舎・総合体育館側ボイラを稼働していただくことをご承願いたします。 全休炉期間中に実施する電気設備点検中は全停電となることより、本施設から蒸気供給を行うことは不可能です。 また、電気設備点検中以外でも、短時間(例:年間10日程度)であれば、市本庁舎・総合体育館側のボイラを稼働していただく方が、エネルギー効率及び貴市ご負担となる近隣施設含めたトータル燃料コストは低減されると考えられます。	全休停止中受変電・電気設備や低圧蒸気供給配管等の点検・整備・修繕等において、常用コジェネレーション設備が稼働できない場合に限り、市本庁舎・総合体育館側の個別ボイラを稼働することは可能とします。ただし、原則として、市本庁舎・総合体育館側の個別ボイラは緊急時以外には稼働しないものとします。合わせて、NO.2を参照ください。	-	-
5	運営業務委託契約	28	-	第68条 ごみ質	意見・質問に対する回答(第3回)の回答に対しまして質問致します。 常時、低質ごみの場合は、発電量等は基準ごみ時の20%を下回ることが予想されますので、別途ご協議頂けるとのことでよろしいでしょうか。 ご教示のほど、よろしくお願います。	ごみ質の変動については、運営委託契約書(案)第68条第2項に基づくものとし、1事業年度の市及び運営事業者のモニタリング結果を総合的に判断した上で、市と運営事業者で協議するものとします。	-	-
6	様式集	-	-	様式13	「概①-5-2エネルギーの活用方策 高効率発電等の方策」で示す発電効率、熱回収率の算出式は下記との理解でよろしいでしょうか。 ・発電効率:「高効率ごみ発電整備マニュアル」 ・熱回収率:「廃棄物熱回収施設設置者認定マニュアル」出典:環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部リサイクル対策課	ご理解のとおりです。	-	-
7	様式集	-	-	様式14	「提出書類の記載内容を補助する」ための資料として、基礎審査資料(様式14)に、物質収支、計装フローシートを提出する予定としていますが、過不足がないかご指示願います。	I-11の補足資料として、1系列(1炉)での外気温0℃、25℃、35℃における(1)物質収支、(2)熱収支、(3)用役収支、(4)主要機器計算書の他、以下の資料についても添付すること。(1)から(7)までの様式については任意とし、I-11の補足資料として別冊に綴じて提出ください。 (5)基本数値計算書等 ①火格子燃焼率、燃焼室熱負荷及び燃焼ガス滞留時間 ②処理能力曲線及び算出根拠 ③薬品類使用量計算書(主要設備毎) ④余熱利用設備計算書及びボイラー関係計算書 ⑤保温、断熱計算書 ⑥発電出力計算書 ⑦主要負荷設備一覧表 (6)系統図(フローシート)等 ①ごみ・空気・排ガス・灰・集じん灰(計装フロー兼用) ②ボイラー給水、蒸気、復水 ③余熱利用 ④排水処理(ごみピット排水・プラント系排水・生活系排水) ⑤上水、再利用水、冷却水 ⑥燃料 (7)構造図等 ①築炉構造図 ②燃焼装置組立図 ③電気設備主回路単線結線図(建築設備除く)	-	-
8	様式番号I-12	-	-	余熱利用計画	エネルギー効率の式において、ごみ廃熱量 S_g (蒸発量と蒸気状態からの計算値)を減少させた設計の方が、エネルギー効率が高くなる傾向が見られます。 例:ごみからの蒸気量を2炉計で1t/h減らした設計をした場合に、例えば、発電量が200kW低下するとします(数値は仮です)。その分を買電(E_0-E_g)で賄うとします。エネルギー効率の分子は変わらないとして、分母は1t/h×3200MJ/t÷200kWh/h×9.76MJ/kWh=1248MJ/h減少し、結果としてエネルギー効率は増加します。分子の変化について試算しても、やはりエネルギー効率は増加しました。 この理由は恐らく、ごみ廃熱量を同等の一次エネルギー値(原油等)と同じ扱いで計算しているためと思われました。現状ですと、当方の計算間違いで無ければ、エネルギー効率を高めるためにはごみからの熱回収を極力減らす必要が出てきてしまいましたが、これは要求水準書の本旨とは異なると考えます。 ごみからの熱回収の効果は、他の項によってエネルギー効率へ現れてきます。そして、ごみ廃熱量 S_g が減少した場合にエネルギー効率が増加すべきではないと考えます。従って、システムのエネルギー効率を正しく評価いただくに際しましては、ごみ廃熱量及びその一次エネルギー換算値は、ごみからの熱回収量に依存しない数値とする必要があると考えます。例えば、「ごみ量×低位発熱量」とするなど。 ご教示のほど、よろしくお願います。	エネルギー効率の式で評価したい事項は、ごみから得られる蒸気量という入力条件に対して、ごみ発電や抽気利用等の取組により、どれだけ効率的な活用が行われたかという、焼却炉以降の二次側の取り組みの内容についてのものです。そのため、ご指摘のとおり、ごみから得られる蒸気量自体が減少してしまうことはこちらの意図ではありません。 焼却炉自体はエネルギー効率のみの視点で設計されるものではないため、二次側を切り離して評価する体系としています。一方、ごみの蒸気量自体の評価については焼却炉の熱回収効率という観点で、エネルギー効率とは別に評価する予定です。	-	-
9	様式集	-	-	様式2-4-1	公租公課には法人税の外形標準課税分も含まれると理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。	-	-

※ 平成24年10月1日に公表した入札説明書等の変更については、第4回までの意見・質問に対する回答に基づくものとします。(これまでに公表している正誤表を参照ください。)
入札説明書等の変更版については、入札書及び事業者提案書の提出日の前日までに公表するものとします。